

するは、道もなき事ならし。又山崎氏が説に、茶式に委く目かゞみもあり、禪に參し筆法もしり、歌學もあるものを、和尚と云。能相能辨顯相以來は、志野・松本・珠光・紹鷗・利休其人なりとぞ。古田織部は聊勇功ありしが、利休が後の和尚なり。名にしおはぬ事ならずや。昔惠琳法師、朝事にあづかり權要に交りければ、孔頸これを黒衣の宰相、履冠所を失ふといへり。さればものゝふは、武者所なんどよばれんこそ面目ならめ。袈裟かくる僧と同じく稱しよばれて、いみじと思へる、志有る人は、かたはらいたく思ふべしと云へり。

右は貝原好古が、和事始茶禮の條下に記し侍り。余嘗て謂らく、世間無益の玩弄多きうちに、茶會に超たる徒事はあらず。余弱冠の頃、遠州が家流を汲て、茶屋を構へ茶器を貯て、しばしば先達に因みて弄しに、一日其伎にして無益の最たる事を覺えて止まりぬ。其後國初の大老本多佐州公奏條の内に世に稱す茶會の非を論じ、政事に害ある義を述べおかるを看て、世道に志ある人は、其利害を辨へ置くゝ事、暗に符合するゆゑん

を感じ、于此附録しぬ。且此書古田織部事には及びながら、小堀遠州を和尚と稱するをば不辨ことは、小堀の家現に茶法の家を立て、世にもてはやし侍るゆゑ、印行の書に諱み、おもふ所ありて特に除けるもの成べし。

一、一日の始の事
一日の始の事、子の正初刻、夜の四つ半を以てすべし。但半を以て前日に屬し、半を以て今日に屬する儀、曆家の定法なれば、九時中初刻を以て今日の始とする事可也。是故に曆に節氣を分ち定る條下、子時といひ又夜子時といふ事あり。直に子時とあるは、今日の初なれば能くしれたる事也。夜子の時とあるは、今日の夜四つ半、子の初の刻の事也。此紛ある故に、夜の字を加る也。刻割を以て記す時は不及是也。一日十二時、鼓にても鐘にても、九・八・七・六・五・四の數をくだす事、蠶海集にみえたり。子時陽數九つと定め、丑には二十九、十を除て八、寅には三九二十七、二十を除て七、卯には四九三十六、三十を除て六、辰には五九四十五、四十を除て五、巳には六九五十四、五十を除て四、午未申酉戌亥の六時も亦同じ。有澤氏云。數は十に極る。

その故に子時一陽を除て九を下し、丑二陽を除て八を下し、寅三陽を除て七、卯四陽を除て六、辰五陽を除て五、巳六陽を除て四、午の時一陰を除て又九、未申酉戌亥亦同じ。兩説いづれか正説なるや追て可記。一日の始めの事、夏正寅の月を以て年始とすれば、寅の時を以て今日の始とすべしと、貝原氏記し置。斷り正敷聞え侍れども、國家服忌の令、子の時を以て今日の始とし、曆書も右に記す如くなれば、國制に隨て可なるべし。寅の時を始とすべしといふ事、或人云、琅琊代醉篇にみえたりと。

一、金澤といふは清水
金澤の城以前の城主は、坪坂圖書といふ。其城代坪坂新五郎二丸に居住す。其塚于今二丸にあり。新五郎塚と云。扱此山をむかしは山崎郷といふ。今笹原主水屋敷の邊也。山崎町といふよし。金澤と云は、横山左衛門屋敷の内にある山下の清水を云と也。

一、波着寺の境内
波着寺今の境内、本は本多安房守歸復の時の居第也。かきあげも其時のまゝなり。或老人云。房州始て御國へ被參候

時の屋敷也と。然に公儀より微妙公へ、五ヶ條難問の其一也と。取出を相構候よし上聞に達候との儀。其故波着寺屋敷に成たり。

一、海中の清水
兵記の内に赤松云。海水四十尋底に至れば皆水也。汲上て手立を廻らすべし。又船に米俵を入れて海を渡るべし。急に水を求めるには、大なる桶の上に器物をのせ、米俵を入れて潮を波かけ漉し、下の桶にたむれば皆水と成也。泥水を砂にて漉せば清く成と同然也。

一、桃溪仲秋の一絶
今茲壬寅の仲秋月殊清明。余と桃溪、月を旅館に賞す。桃溪一絶を賦し得たり。其詩に云。

雨歇西風琪樹影。月明還似去年秋。故人多在關山北。看取清光相憶不。

翌月十三日鳩巢先生、余が旅亭を過らる。桃溪座に在り話次此詩に及びぬ。先生吟賞のうへおもへらく、結句語意素然たり。且不字押韻唐人の詩に無有や否。欲寄清光不自由とせば如何と。桃溪頓に心服す、情景俱到。